

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の4の規定に基づく記録について

施設名	大間町一般廃棄物最終処分場
設置場所	青森県下北郡大間町大字大間字内山48-1
総面積	21,350㎡
埋立面積	6,500㎡
埋立容積	25,000.0㎡
埋立対象物	可燃物、不燃物、焼却灰

記録事項	
1	埋立てた一般廃棄物の種類及び数量
2	周縁地下水の水質検査
3	放流水の水質検査
4	調整池の定期検査及び措置
5	浸出液処理設備の定期検査及び措置
6	その他施設の状況
7	残余容量調査

掲載している記録の期間： 平成29年4月 以降

※お問い合わせ先

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間104

大間町役場 住民福祉課 一般廃棄物処理係

電話 0175-37-2111 (内23) FAX番号 0175-37-2478

1 埋立てた一般廃棄物の種類及び数量

搬入年月	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	焼却灰	側溝土砂	その他	合計
平成29年4月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年5月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年6月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年7月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年8月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年9月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年10月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年11月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年12月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成30年1月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成30年2月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成30年3月	-	-	-	-	-	-	-	0kg
平成29年度小計	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg	0kg

2 周縁地下水の水質検査

平成29年度 大間町一般廃棄物最終処分場地下水（河川水：上流）水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日														
			11月13日														
			11月29日														
水温	℃	-	9.9														
電気伝導率	mS/m	-	39														
塩化物イオン	mg/L	-	36														
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	不検出														
総水銀	mg/L	0.0005以下	0.0005未満														
カドミウム	mg/L	0.003以下	0.0003未満														
鉛	mg/L	0.01以下	0.002未満														
六価クロム	mg/L	0.05以下	0.02未満														
砒素	mg/L	0.01以下	0.001未満														
全シアン	mg/L	検出されないこと	不検出														
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	検出されないこと	不検出														
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.002未満														
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	0.0005未満														
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	0.0002未満														
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	0.0004未満														
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	0.002未満														
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	0.004未満														
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	0.0005未満														
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	0.0006未満														
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	0.0002未満														
チウラム	mg/L	0.006以下	0.0006未満														
シマジン	mg/L	0.003以下	0.0003未満														
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	0.002未満														
ベンゼン	mg/L	0.01以下	0.001未満														
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	0.005未満														
セレン	mg/L	0.01以下	0.002未満														
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10.0以下	0.4														
ふっ素	mg/L	0.8以下	0.08														
ほう素	mg/L	1.0以下	0.02														
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下	0.036														

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 周縁地下水の水質検査

平成29年度 大間町一般廃棄物最終処分場地下水（下流）水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日											
			4月24日	5月15日	6月12日	7月10日	8月16日	9月19日	10月10日	11月13日	12月11日	1月15日	2月14日	3月12日
			5月11日	5月25日	6月22日	7月21日	8月23日	9月28日	10月21日	11月29日	12月21日	1月25日	2月23日	3月21日
電気伝導率	mS/m	-	37	35	64	41	39	37	37	34	25	41	36	35
塩化物イオン	mg/L	-	49	47	100	49	46	50	44	43	36	63	51	51
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと								不検出				
総水銀	mg/L	0.0005以下								0.0005未満				
カドミウム	mg/L	0.003以下								0.0003未満				
鉛	mg/L	0.01以下								0.002未満				
六価クロム	mg/L	0.05以下								0.02未満				
砒素	mg/L	0.01以下								0.001未満				
全シアン	mg/L	検出されないこと								不検出				
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	検出されないこと								不検出				
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下								0.002未満				
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下								0.0005未満				
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下								0.0002未満				
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下								0.002未満				
四塩化炭素	mg/L	0.002以下								0.0002未満				
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下								0.0004未満				
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下								0.002未満				
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下								0.004未満				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下								0.0005未満				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下								0.0006未満				
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下								0.0002未満				
チウラム	mg/L	0.006以下								0.0006未満				
シマジン	mg/L	0.003以下								0.0003未満				
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下								0.002未満				
ベンゼン	mg/L	0.01以下								0.001未満				
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下								0.005未満				
セレン	mg/L	0.01以下								0.002未満				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10.0以下								0.3				
ふっ素	mg/L	0.8以下								0.08未満				
ほう素	mg/L	1.0以下								0.04				
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	1以下								0.036				

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

3 放流水の水質検査

平成29年度 大間町一般廃棄物最終処分場放流水水質検査

検査項目	単位	基準値	上段は採取した日、下段は結果の得られた日													
			4月24日	5月15日	6月12日	7月10日	8月16日	9月19日	10月10日	11月13日	12月11日	1月15日	2月14日	3月12日		
			5月11日	5月25日	6月22日	7月21日	8月23日	9月28日	10月21日	11月29日	12月21日	1月25日	2月23日	3月21日		
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと										不検出				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下										0.0005未満				
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下										0.001未満				
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下										0.005未満				
有機燐化合物	mg/L	1以下										0.1未満				
六価クロム化合物	mg/L	0.5以下										0.05未満				
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下										0.005未満				
シアン化合物	mg/L	1以下										0.1未満				
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	mg/L	0.003以下										0.0005未満				
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下										0.0005未満				
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下										0.0005未満				
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下										0.002未満				
四塩化炭素	mg/L	0.02以下										0.0002未満				
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下										0.0004未満				
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下										0.002未満				
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下										0.004未満				
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下										0.0005未満				
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下										0.0006未満				
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下										0.0002未満				
チウラム	mg/L	0.006以下										0.0006未満				
シマジン	mg/L	0.003以下										0.0003未満				
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下										0.002未満				
ベンゼン	mg/L	0.1以下										0.001未満				
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下										0.005未満				
ほう素及びその化合物	mg/L	50以下										1.3				
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下										0.09				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200以下										4.8				
水素イオン濃度	-	5.8以上8.6以下	8.2	8.3	8.2	8.2	8.1	8.2	8.1	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.1
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下	3.5	0.5	0.7	1.2	2.4	4.3	4.2	1.2	1.9	2.8	2.6	3.1		
化学的酸素要求量	mg/L	90以下	6.6	5.4	6.2	6.6	8.1	7.9	7.7	7.0	6.5	5.9	5.9	5.1		
浮遊物質	mg/L	60以下	4	1	1	1未満	1	1	1未満	4	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5以下										0.5未満				
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	mg/L	30以下										2.5				
フェノール類含有量	mg/L	5以下										0.02				
銅含有量	mg/L	3以下										0.03未満				
亜鉛含有量	mg/L	2以下										0.04				
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下										0.02未満				
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下										0.02未満				
クロム含有量	mg/L	2以下										0.02未満				
大腸菌群数	個/cm ³	3,000以下										160				
窒素含有量	mg/L	120以下	4.6	4.4	5.2	4.7	5.0	5.7	5.1	5.4	5.5	5.9	5.9	4.9		
燐含有量	mg/L	16以下										0.049				
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10以下										0.041				

備考 「検出されないこと。」とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号）第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

5 浸出液処理設備の定期検査及び措置

点検年月日		点検結果	浸出液処理設備の機能に異状があると認められた場合		
			措置年月日		措置内容
開始	終了		開始	終了	
平成29年4月18日	平成29年4月18日	全て良好			
平成29年5月16日	平成29年5月16日	全て良好			
平成29年6月20日	平成29年6月20日	全て良好			
平成29年7月19日	平成29年7月19日	流量計にエラー表示あり	平成29年7月19日	平成29年7月19日	配管内のエア抜きを実施、エラーリセットし、動作確認を行った。
平成29年8月18日	平成29年8月18日	流量計にエラー表示あり	平成29年8月18日	平成29年8月18日	配管内のエア抜きを実施、エラーリセットし、動作確認を行った。
平成29年9月20日	平成29年9月20日	全て良好			
平成29年10月17日	平成29年10月17日	全て良好			
平成29年11月21日	平成29年11月21日	全て良好			
平成29年12月19日	平成29年12月19日	全て良好			
平成30年1月16日	平成30年1月16日	全て良好			
平成30年2月20日	平成30年2月20日	全て良好			
平成30年3月13日	平成30年3月13日	全て良好			

